

平成28年度 安平町財政健全化判断比率 及び 資金不足比率を公表します

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、監査委員の審査を経て、9月定例町議会に報告しました。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により公表します。

健全化判断比率

健全化判断比率は、4つの指標からなっており、安平町においては、すべて早期健全化基準を下回っているため、健全な水準といえます。

指標	安平町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ (－)	15%	20%
連結実質赤字比率	－ (－)	20%	30%
実質公債費比率	10.2% (10.7%)	25%	35%
将来負担比率	68.0% (55.4%)	350%	

※（ ）内は前年度

①**実質赤字比率**は、一般会計において1億1,601万円の黒字であり、実質赤字は生じていないことから該当しません。

②**連結実質赤字比率**は、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計並びに後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額の合計では9,938万円の黒字、また、公営企業会計である簡易水道事業特別会計では2億4,304万円の黒字、公共下水道事業特別会計でも701万円の黒字となっており、一般会計を含めた全体では4億6,544万円の黒字となっていることから該当しません。

③**実質公債費比率**は、前年度の10.7%から0.5%改善しています。

④**将来負担比率**は、前年度の55.4%から12.6%の増となっていますが、早期健全化基準の350%を大幅に下回っているため問題はありません。

資金不足比率

資金不足比率についても、各特別会計ともに実質収支は黒字であり、資金不足を生じた公営企業会計はありません。

公営企業会計名	安平町	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	－ (－)	20%
公共下水道事業特別会計	－ (－)	20%

※（ ）内は前年度

【用語解説】

実質赤字比率 安平町の一般会計等（普通会計）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

連結実質赤字比率 安平町の全会計の赤字や黒字を合算し、町としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

実質公債費比率 安平町の借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率（3年間の平均）です。数値がゼロに近いほど資金繰りが健全となります。

将来負担比率 安平町の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度で指標化し、将来財政を圧迫する可能性の高さを示す比率です。数値が低いほど将来の負担は少ないといえます。

早期健全化基準 基準を超えると財政状況が悪化した「早期の財政健全化が必要